



## LEGAL UPDATE

2022年10月

### 知的財産法改正法（2）

9月分に引き続き、2022年6月16日に国会で可決された知的財産法第50/2005/QH11号（その改正法である法第36/2009/QH12号を含む。以下、「現行法」）の一部を修正・補足する改正法第07/2022/QH15号（改正法）のうち、本稿では第3部（工業所有権）第7章（工業所有権の保護に係る要件）・第8章（発明、工業意匠、回路配置、標章および地理的表示に対する工業所有権の確定）第1節（発明、工業意匠、回路配置、標章および地理的表示の登録）に関する主な改正点を紹介する。

#### 1. 発明の新規性

現行法は、発明の新規性が認められない事由として、▽発明登録出願の出願日前、若しくは該当する場合は優先日前に、ベトナム国内または国外において、使用によりまたは書面若しくは口頭での説明その他何らかの形態の手段により、公然と開示されていること、を規定する<sup>1</sup>が、改正法は、これに加えて、▽発明登録出願の出願日前、若しくはその優先日前に提出され、当該出願日またはその優先日以降に公表された他の発明登録出願があったこと、も追加した<sup>2</sup>。

#### 2. 発明・工業意匠・回路配置の登録を受ける権利<sup>3</sup>

改正法は、発明・工業意匠・回路配置（発明等）の登録を受ける権利を有する者として、新たに、遺伝資源の取得の機会およびその利用から生ずる利益の配分に係る契約に基づいて遺伝資源・遺伝資源に関連する伝統的知識を管理し、提供する組織および個人（当事者間に別途合意または法令上別途規定がある場合を除く）、を追加した。

その一方で、改正法は、科学および技術に関する任務の遂行によって創作された発明等であって、その資金の全部または一部が国家予算から拠出されたときは、▽資金全部が国家予算による場合、主務官庁が自動的かつ無償で当該発明等の登録を受ける権利を有し、▽国家予算を含む複数の資金源による場合、投資総額に対して使用した国家予算が占める割合に相当する当該発明等の登録を受ける権利の部分は、自動的かつ無償で主務官庁に属する、と定めた。

#### 3. 音の商標<sup>4</sup>

---

<sup>1</sup> 現行法 60 条 1 項

<sup>2</sup> 改正法 1 条 19 項

<sup>3</sup> 改正法 1 条 25 項

<sup>4</sup> 改正法 1 条 20 項

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.



改正法は、保護の対象となる標章を、文字、語、絵柄、写真、ホログラム若しくはそれらの組合せの形で1若しくは複数の色彩で表現された可視的な標章、またはグラフィック形式で表現された可聴的な標章、と定義し、いわゆる音の商標を新たに認めた。

#### 4. 標章として保護されない標識<sup>5</sup>

改正法は、標章として法的保護を受けない標章として、現行法が定めるものに加えて、新たに、▽商品固有の形状であるか、またはその商品の技術的特徴によって要求される標識、および、▽著作物の複製物を含む商標（著作者の承諾を得ていないもの）を規定した。

#### 5. 標章の識別性<sup>6</sup>

改正法は、識別性が認められない標章として、現行法が定めるものに加えて、新たに、▽ベトナムで保護されている植物品種の名称と同一または混同を生じる程度に類似する標識、▽標章登録出願の出願日以前から広く知られていた、他人の著作権保護の対象となる著作物の登場人物の名称若しくは画像と同一または混同を生じる程度に類似する標識（著作者の承諾を得ていないもの）を追加した。

#### 6. 保護の対象となる地理的表示<sup>7</sup>

同名の地理的表示がある場合について、改正法は、当該地理的表示を付した商品の地理的原産地について消費者の間に混乱を生じさせない方法で実際に使用され、当該地理的表示を付した商品を生産する組織および個人間の公正な取扱いの原則を遵守する場合に限り、保護されるものと規定した。

#### 7. 外国の地理的表示<sup>8</sup>

改正法は、外国組織・個人が、その国の法律に基づいて地理的表示の所有者と認められる場合、ベトナムにおいて当該地理的表示を登録する権利を有するとの規定を追加した。

#### 8. 保護証書の効力の終了

改正法は、現行法が規定する保護証書の効力の終了事由<sup>9</sup>について、内容を明確化したほか、新たな終了事由として、▽標章の所有者または当該所有者が認めた者による、保護されている標章に係る商品またはサービスの利用が、当該商品またはサービスの性質、品質または原産地について消費者に誤認を生じさせる場合、▽保護されている標章が、当該標章について登録された商品またはサービスの普通名詞になった場合、▽外国の地理的表示が、当該国で既に保護されていない場合、を追加した<sup>10</sup>。

<sup>5</sup> 改正法 1 条 21 項

<sup>6</sup> 現行法 74 条 2 項、改正法 1 条 22 項

<sup>7</sup> 改正法 1 条 24 項

<sup>8</sup> 改正法 1 条 26 項

<sup>9</sup> 現行法 95 条 1 項

<sup>10</sup> 改正法 1 条 30 項



ご質問は下記まで：

[ ホーチミンオフィス ]

岡田英之 **Hideyuki Okada**/小林 亮 **Ryo Kobayashi**/Nguyen Thi Hong Phuc/**Le Thi Bich Tram**/**Dao Thi Lan Anh**

Tel: +84-28-6299-0666

Email: **hochiminh@tmi.gr.jp**

[ ハノイオフィス ]

岡田英之 **Hideyuki Okada**/小幡葉子 **Yoko Obata**/**Le Phuong Lan**/**Nguyen Le Tram**/**Nguyen Thu Huyen**/**Le Duc Son**

Tel: +84-24-3826-3826

Email: **hanoi@tmi.gr.jp**

**Disclaimer:** The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.